

災害時における指定緊急避難場所としての使用に関する協定

礼文町（以下「甲」という。）と吉祥寺（以下「乙」という。）は、津波が発生、または発生のおそれがあるときに、乙の所有する施設を、災害対策基本法第49条の4の規定による指定緊急避難場所として使用することに關し、次のとおり協定を締結する。

（使用施設）

第1条 乙は、自己の保有する施設等を津波災害が発生し又は発生のおそれがあるときに、指定緊急避難場所として地域住民等に使用させるものとする。

（1）所在地 礼文町大字香深村字ハウケトンナイ338番地

（2）所有者 宗教法人 曹洞宗

（3）名称 吉祥寺

（4）使用場所 境内及び屋内避難がやむ得ない場合は乙の指示する場所
（別紙図面の示すとおり）

（5）受入人数 約80名（屋内避難者一約30名）

（避難対象者）

第2条 避難対象者は、施設周辺の地域住民や周辺地域において就労中又は通行中の者（以下「地域住民等」という。）とする。

（使用目的）

第3条 施設の使用目的は、津波が発生し、または津波による災害が発生するおそれがある場合に限り、使用施設を地域住民等の津波時の指定緊急避難場所として使用するものとする。

（使用期間）

第4条 使用施設を使用する期間は、大規模地震に伴い、津波災害の発生のおそれがあるときから、津波警報及び大津波警報等が解除され、安全を確認したときまでとする。

（目的外使用の禁止）

第5条 甲は、施設を第3条に定める目的以外には使用しないものとする。

（使用料）

第6条 施設の使用料は、無料とする。

（施設破損等の対応）

第7条 施設が指定緊急避難場所として使用された場合の破損・汚損について
は、甲は現状に回復する義務を負う。

(施設の原状回復)

第8条 甲は、やむを得ず屋内避難する場合、乙の許可なく、乙の施設の造作・模様替え等を行ってはならない。また、退却時、甲により原状回復しなければならない。

(使用中の事故に対する責任)

第9条 乙は、施設に地域住民等が避難した際に発生した事故等に対する責任を一切負わないものとする。

(施設の廃止又は変更等の届出)

第10条 乙は、施設を廃止し、または施設等を改築・工事その他の事由により施設に重要な変更を加えようとするときは、法第49条の5の規定に基づき、甲に届出を行い、必要に応じて甲・乙が協議し、協定内容を変更する。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日の属する年度の3月31日までとする。

2 前項の期間満了の日から1ヶ月前までに、甲、乙いずれかからも申し出がない場合は自動的に1年延長するものとし、その後も毎年この例による。

3 年度とは、毎年の4月1日から翌3月31日までとする。

(協議事項)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じた事項については、その都度、甲、乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書を2通作成し、甲、乙が記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和4年12月7日

甲 礼文町大字香深村字トンナイ558番地5

礼文町長

小野



乙 礼文町大字香深村字ヘウケトンナイ338番地

宗教法人 吉祥寺住職

菅原亨道



指定緊急避難場所及び避難経路

指定緊急避難場所

避難経路

